

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月17日

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 柴田 久

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町1丁目10番地

【縦覧に供する場所】 株式会社静岡銀行 東京営業部  
(東京都千代田区丸の内1丁目6番5号)

株式会社静岡銀行 横浜支店  
(横浜市西区北幸1丁目11番15号)

株式会社静岡銀行 名古屋支店  
(名古屋市中区錦2丁目16番18号)

株式会社静岡銀行 大阪支店  
(大阪市中央区西心斎橋2丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 横浜支店、名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取柴田久は、当行の第113期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。